

報告第7号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和2年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一